

医療関連サービスマーク制度(医療用ガス供給設備の保守点検業務)調査内容の一部改正

(見え消し、該当箇所のみ抜粋)

5. サービスの提供体制等 (認定基準3)

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント
<p>(1) 受託責任者の配置 (略)</p> <p>(2) 受託責任者の要件 受託責任者は、次の要件すべてを満たす者でなければならない。 ア～ウ (略) エ 公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者安全管理者(医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修)講習会を終了した者。 ただし、5年以内(認定日起点)の講習会であること。</p> <p>(3) 受託責任者の役割と責務 ア (略) イ 受託責任者は、常に当該業務に関する知識、技術の修得に努めるものとし、公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者安全管理者継続講習会又は、医療ガス保安管理技術者安全管理者(医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修)講習会のいずれかを5年に1回受講しなければならない。</p> <p>(4) 従事者の配置 (略)</p> <p>(5) 従事者の研修 事業者は、従事者が業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得するため、社内において受託責任者の責任で十分に考慮された研修を計画的に行い、研修の実施に関する記録を作成し、2年間保管しなければならない。この場合、当該研修には次に掲げる事項を含んでいなければならない。さらに公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者安全管理者(医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修)講習会を受講させることが望ましい。 ア～ウ (略)</p>	<p>『(1)～(3)については書類審査で確認』</p> <p>「従事者の研修で確認」</p> <p>初任者研修及び通常の研修の計画、スケジュール表、研修記録等により、次のことを確認する。 【8】 [研修体制整備] (略)</p>

6. サービスの実施方法 (認定基準4)

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント
<p>(1) 受託者の業務の実施方法</p> <p>ア 医療用ガス供給設備は、使用に当たって安定した状態で、目的とする医療用ガスを間違いなく安全に患者に供給出来るように、常に高度の安全性が要求されているということを念頭において本サービスを実施しなければならない。</p> <p>イ 本サービスの業務を実施するには、健康政策局長通知(昭和63年7月15日健政発第410号)医政局長通知(平成29年9月6日医政発0906第3号)に基づき医療機関に設置された医療ガス安全・管理委員会(以下「委員会」という)との連絡を緊密に保ち、医療用ガス供給設備の安全を維持するように努めなければならない。</p> <p>ウ 本サービス実施時に異常を発見した場合には、ただちに委員会を通じて事実関係を医療機関に口頭で報告し、後日改めて文書で報告しなければならない。</p> <p>エ 医療機関が緊急的異常を発見し、事業者に通報してきた場合には、ただちに適切な対応がとれるようにしなければならない。</p> <p>オ 受託責任者は、本サービスの実施において必要な病棟配置図、各種配管状況、配電線等の最新の建築施工図を、契約している医療機関について契約期間中備えておかなければならない。 なお、最終建築施工図がない医療機関については、事業者が調査した略図を作成し備えておくこと。</p> <p>カ 本サービスは次の要領に従って行わなければならない。</p> <p>① 工事施工者が工事完成に当たって完成図と共に提出した保守点検要領書がある場合は契約している医療機関について備えておくこと。</p> <p>② 保守点検は次の点に留意して実施すること。</p> <p>② 保守点検業務は、始業点検、日常点検及び定期点検からなり、下記の点に留意して実施すること。なお、日常点検及び定期点検について記録を作成し、保存すること。この際の保存期間は2年間とする。</p> <p>1) 始業点検(患者に使用する医療機器を配管端末器(アウトレット)に接続する前に、当該配管端末器(アウトレット)に異常がないことを確認することをいう。)(受託している場合)</p> <p>(ア) 医療機器を配管端末器(アウトレット)に接続する前及び接続した際に、次の点を確認すること。</p> <p>a 外観上の異常がないこと。 b ロック機能に異常がないこと。 c ガス漏れの音がしないこと。 d 医療ガスの種別の表示(記号、名称、識別色等)が明瞭であること。 e 配管端末器(アウトレット)に、使用していない機器等が接続されていないこと。</p>	<p>【15】</p> <p>次の事項について確認する。 ※受託実績がない場合は「NA」とする。 ※再受託の場合元請けを通じて下記委員会の状況を承知しているか確認する。 {(健康政策局長通知(昭和63年7月15日健政第410号)) 医政局長通知(平成29年9月6日医政発0906第3号) に基づく「医療ガス安全・管理委員会」}</p> <p>1. 医療機関に「医療ガス安全・管理委員会」が設置してあることを知っているか</p> <p>a 知っている c 知らない NA 医療機関に「委員会」がない場合</p> <p>2. 最近の「委員会」の活動状況を把握しているか</p> <p>a 把握している c 把握していない NA 医療機関に「委員会」がない場合</p> <p>3. 医療機関との連絡体制図が作成されているか</p> <p>a 作成している c 作成していない</p> <p>4. 医療機関の担当者が明確になっているか</p> <p>a 明確になっている c 明確でない</p> <p>5. 緊急時の連絡方法を医療機関へ知らしているか</p> <p>a 知らしている c 知らしていない</p> <p>6. 医療機関への連絡方法を事業所内に明示しているか</p> <p>a 明示している c 明示していない</p> <p>7. 前回における改善要望事項は、改善されているか</p> <p>a 改善している b a,c以外 c 改善していない NA 改善要望事項等のない場合</p> <p>【16】</p> <p>次の事項について確認する。 ※受託実績のない場合は「NA」とする。</p> <p>1. 受託している医療機関の最新の建築施工図(事業者作成の略図を含む)を契約期間中備えているか</p> <p>a 備えている b 医療機関で全て備えている c a,b以外</p> <p>2. 受託している医療機関に保守点検要領書がある場合、契約期間中備えているか</p> <p>a 備えている c 備えていない NA 医療機関に保守点検要領書がない場合</p> <p>3. 前回における改善要望事項は、改善されているか</p> <p>a 改善している b a,c以外 c 改善していない NA 改善要望事項等のない場合</p>

認定基準に基づくチェック項目	チェックポイント																			
<p>1) 日常点検(受託している場合)</p> <p>①配管端末器 ②ホースアセンブリ ③警報の表示盤 ④供給源設備 ⑤供給源装置(吸引供給装置、圧縮空気供給装置)</p> <p>2) 日常点検(受託している場合)</p> <p>(ア) 日常点検は、1日1回以上実施すること。 なお、高圧ガス容器の交換時又は供給設備への医療ガス補充時にも同様の点検作業を実施すること。</p> <p>(イ) 日常点検は、警報表示盤、供給設備(マニフールド、定置式超低温液化ガス貯槽(CE)、圧縮空気供給装置及び吸引供給装置)のそれぞれに対し、様式1-1から様式1-3までに示すチェックリストに準拠して実施すること。</p> <p>(ウ) 日常点検後に、点検作業を実施した全ての医療ガス設備が安全で、かつ所定の機能が復旧していることを確認すること。</p> <p>23) 定期点検</p> <p>①定期点検の実施に当たって、委員会と協議し、日程と実施内容の周知徹底を図ること。定期点検の実施に当たっては、病院等内の関係する各臨床部門の職員に対して、実施日程と実施内容を周知徹底すること。</p> <p>②定期点検の実施内容は、平成5年10月5日健政発第650号厚生省健康政策局長通知チェックリスト(様式1-1～6)に準拠して行うこと。 点検間隔は契約の定めにより実施しなければならない。 完成時に示された点検要領がある場合は、それを含んだ点検計画をたてること。 定期点検は、配管端末器(アウトレット)、区域別遮断弁(シャットオフバルブ)及び供給設備(マニフールド、定置式超低温液化ガス貯槽(CE)、圧縮空気供給装置及び吸引供給装置)のそれぞれに対し、様式2-1から様式2-6までに示すチェックリストに準拠して行うこと。また、点検作業の間隔についても、これらの様式に準拠すること。</p> <p>③点検作業のため、送気配管(パイプライン)医療ガス設備の一部を一時閉止するときは、次の点に特に留意すること。 (ア) 関連する区域の各臨床部門の職員と事前に十分な打合せを行うこと。 (イ) 医療ガスを中断停止した区域別遮断弁(シャットオフバルブ)又は主遮断弁(メインシャットオフバルブ)及びその系統のすべての配管端末器(アウトレット)に、「使用禁止」等の注意表示札を付けすること。</p> <p>④定期点検後に、点検作業を実施した全ての医療ガス設備が安全で、かつその所定の機能が復旧していることを確認すること。</p>	<p>【17】</p> <p>保守点検作業記録、年間スケジュール、日程表等により次のことを確認する。 ※受託実績のない場合は「NA」とする。</p> <p>[日常点検]</p> <p>1. 日常保守点検作業記録の記載内容は適切か (実施状況)</p> <table border="1" data-bbox="1206 197 1449 230"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>NA</td> </tr> </table> <p>①配管端末器警報の表示盤 有・無 ②ホースアセンブリ供給設備(マニフールド、定置式超低温液化ガス貯槽(CE)) 有・無 ③警報の表示盤供給設備(圧縮空気供給装置及び吸引供給装置) 有・無 ④供給源設備 有・無 ⑤供給源装置(吸引供給装置、圧縮空気供給装置) 有・無</p> <p>a: 受託項目について適切に実施されており、保守点検作業記録の記載も十分である。 b: 受託項目について適切に実施されているが、保守点検作業記録に一部記載漏れがある。 c: 受託項目について点検項目に漏れがあり、作業記録がない。 NA(日常点検を行っていない事業者。)</p> <p>[定期点検]</p> <p>2. 実施年間スケジュール、日程表が委員会と協議した実施内容で作成されているか 定期点検の内容及び点検作業間隔はチェックリストに準拠し適切に実施されているか(※ただし、契約書どおりに実施されている場合は適とする) ※点検間隔あるいは点検要領書について、医療機関との格別な取り決めがある場合には、それを含んだ点検計画</p> <table border="1" data-bbox="1206 387 1369 421"> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>NA</td> </tr> </table> <p>a 受託医療機関全ての年間スケジュール及び日程表が作成されている b 医療機関単位の日程表が作成されている c a,b以外</p> <p>①点検内容は適切か 適・否 ②作業間隔は適切か 適・否 a 何れも適 c a以外</p> <table border="1" data-bbox="1206 1429 1369 1462"> <tr> <td>a</td> <td>c</td> <td>NA</td> </tr> </table> <p>3. 点検のため、パイプラインの一部を一時閉止するときは次のことを行っているか ※一時閉止しない場合は「NA」とする。 (実施状況)</p> <p>①関連する区域の各臨床部門の職員と事前に十分な打合せを行い、記録を作成し2年間保管している。 有・無 ②一時的に供給遮断、供給開始時は医療機関の担当者の立ち会いの下で行っている 有・無 ③「使用禁止」の注意表示札が備えられているか 有・無 a 適切である c 適切でない</p> <table border="1" data-bbox="1206 1776 1326 1809"> <tr> <td>a</td> <td>c</td> </tr> </table> <p>4. 定期点検点検作業を実施した全ての医療ガス設備が安全で、かつその所定の機能が復旧していることを確認している。 a 適切である c 適切でない</p> <table border="1" data-bbox="1206 1933 1369 1966"> <tr> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>NA</td> </tr> </table> <p>5. 前回における改善要望事項は、改善されているか a 改善している b a,c以外 c 改善していない NA 改善要望事項等のない場合</p>	A	B	C	D	E	NA	a	b	c	NA	a	c	NA	a	c	a	b	c	NA
A	B	C	D	E	NA															
a	b	c	NA																	
a	c	NA																		
a	c																			
a	b	c	NA																	